

## いじめ重大事態調査報告書 公表ガイドラインの改訂について

## ○主な変更点と改訂理由

## ➤ 4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

「ただし、被害児童生徒・保護者の希望により、調査の実施自体を外部に対して明らかにしないまま重大事態の調査を行った場合や、被害児童生徒・保護者が詳細な調査を望まなかった場合などは、公表できないことがあります。」を追加

## （理由）

被害生徒側の要望で、加害生徒への聴き取りをせず、重大事態調査を行っていることも伏せたまま調査すること等を想定。被害生徒のみ聴き取りを行い、加害生徒については当時の学校の聴き取り記録や指導記録のみで報告書を作成することとなる。調査後、被害生徒側が加害生徒への調査説明と報告書の公表を希望し、概要版の公表に至る可能性がある。加害生徒側の弁明の場がなく作成された報告書の概要版が公表されると、様々な弊害が生じる恐れがあるため。

[根拠資料]「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3 文科省) p9 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

## ➤ （1）公表方法について

「具体的には、記者への資料提供、」を削除

## （理由）

記者・報道へ提供する資料は、公表資料として県教育委員会公式ホームページに掲載する「県立学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（概要版）」と全く同じものである。「記者への資料提供」という表現により、「公表資料以外の詳細資料の提供」という誤解を招かぬよう配慮。

ガイドライン改定後も、公表に際しては、これまで通り、定例教育委員会で「県立学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（概要版）の公表」について事務局報告することで、まず公表することについて、記者・報道に事前に伝達する。その後、被害者側と確認の上、県教育委員会公式ホームページで公表する具体的な予定日が決定後、記者・報道から問い合わせがあれば、その公表予定日の情報を提供する。

## ➤ （参考）概要版の例

## 第1 事案の概要

・「(略) ○○、○○、○○の分野からなる○人の委員で構成された○○（調査主体）にて審議した。

調査期間は○年○月○日から○年○月○日までである。」を追加

・別表 いじめ防止等対策第三者委員会委員名簿

氏名、性別、分野、備考（委員長、副委員長など）」を削除

## （理由）

学校の第三者委員会には地域代表や保護者代表が委員となる場合がある。名簿掲載により学校や地域が特定される恐れがあるため、『岐阜県いじめ防止等対策審議会』或いは『当該学校いじめ防止等対策第三者委員会』にて審議した。」とし、調査主体のみを記す。

尚、県いじめ防止等対策審議会の委員名簿は、学校安全課のHPに常時掲載。

## 【変更箇所の詳細】

改訂後	改訂前
<p>4 公表する場合の公表の仕方及び内容について（3頁）</p> <p>（略）了解を得たうえで公表をします。</p> <p><u>ただし、被害児童生徒・保護者の希望により、調査の実施自体を外部に対して明らかにしないまま重大事態の調査を行った場合や、被害児童生徒・保護者が詳細な調査を望まなかった場合などは、公表できないことがあります。</u></p>	<p>4 公表する場合の公表の仕方及び内容について（3頁）</p> <p>（追加）</p>
<p>（1）公表方法について</p> <p>（削除）</p>	<p>（1）公表方法について</p> <p>具体的には、記者への資料提供、</p>
<p>（参考）概要版の例（5頁）</p> <p>（削除）</p>	<p>（参考）概要版の例（5頁）</p> <p>○ 調査報告書にある項目の順序を変えたり、削除したりしない。</p>
<p>第1 事案の概要</p> <p>「<u>（略）〇〇、〇〇、〇〇の分野からなる〇人の委員で構成された〇〇（調査主体）にて審議した。調査期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までである。</u>」</p>	<p>第1 事案の概要</p> <p>（追加）</p>
<p>第2 いじめの定義等</p> <p><u>児童等が心身の苦痛を感じているものであり、</u></p> <p>i 当該生徒と</p>	<p>第2 いじめの定義等</p> <p>児童等が心身の苦痛を感じているものである。すなわち、</p> <p>i 当該生徒と</p>
<p><u>いじめに該当するかを検討した。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>いじめに該当するかを検討する。</p>
	<p>別表 いじめ防止等対策第三者委員会委員名簿</p> <p>氏名、性別、分野、備考（委員長、副委員長など）</p>

## ○改訂版の適用について

事案発生日や報告書完成日によらず、改訂版の施行日以降、公開日基準で適用する。

事務局報告（政策）（2）

資料 1 - 2

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項各号に規定する  
重大事態に関する調査報告書の公表について  
(公表ガイドライン)

令和 4 年 4 月 25 日

(令和 6 年 3 月〇日改訂)

岐阜県教育委員会

1	公表ガイドラインについて	1
2	公表についての基本姿勢と意義・弊害	1
	(1) 基本姿勢	1
	(2) 意義（目的）と弊害	1
	(3) 岐阜県教育委員会の方針について	2
3	関係者に対する意向確認	2
	(1) 被害者側	2
	(2) 加害者側	3
4	公表する場合の公表の仕方及び内容について	3
	(1) 公表方法について	3
	(2) 公表資料について	3
	(3) 個人情報の取り扱いについて	3
	ア 個人情報保護の考え方	3
	イ 一般人基準と特定人基準	4
	(4) 公表する期間	4
	(参考) 概要版の例	5

## 1 公表ガイドラインについて

このガイドラインは、岐阜県教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめ被害を訴えた児童生徒及びその保護者等（以下「被害者側」という。）に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。

岐阜県教育委員会は、このガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に検討してまいります。

## 2 公表についての基本姿勢と意義・弊害

### (1) 基本姿勢

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断すること」とした上で、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」としています。

### (2) 意義（目的）と弊害

公表の意義（目的）としては、次の点などが考えられます。

- ① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、県民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- ② 県民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ③ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- ④ 第三者機関である審議会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと

また、公表することによる関係当事者への弊害としては、次のような点などが懸念されます。

- ① 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定されたり人間関係の状況等を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること
- ② 当該児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となること
- ③ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害すること
- ④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること

### (3) 岐阜県教育委員会の方針について

岐阜県教育委員会は、被害者側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表します。

なお、被害者側の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切であると考えられることから、被害者側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。

## 3 関係者に対する意向確認

### (1) 被害者側

ガイドラインにも、「調査結果を公表する場合には、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと」とあるように、被害者側には、公表について意義・弊害、岐阜県教育委員会の方針、公表の意向を確認します。

「いじめ」は児童生徒自身の身近な問題であることから、保護者等の意向だけでなく、被害児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認します。なお、確認にあたっては、どちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とする旨をあらかじめお伝えします。

(2) いじめたとされる児童生徒及びその保護者等（以下「加害者側」という。）

ガイドラインには、調査結果を公表する場合における加害者側への説明についての言及はありません。いじめの具体的内容は、被害者側の情報であると同時に、加害者側の情報という側面もありますが、公表に際し、加害者側の同意を得ることは行いません。但し、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが、加害児童生徒やその他の関係児童生徒の学校生活や、学校が行う加害児童生徒等への支援や指導に支障をきたすことが無いよう配慮します。

#### 4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

ガイドラインにも「公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。」とあるように、被害者側に公表の仕方及び公表内容について丁寧に説明・確認し、了解を得た上で公表をします。

ただし、被害児童生徒・保護者の希望により、調査の実施自体を外部に対して明らかにしないまま重大事態の調査を行った場合や、被害児童生徒・保護者が詳細な調査を望まなかった場合などは、公表できないことがあります。

(1) 公表方法について

「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことをいい、県教育委員会公式ホームページへの掲載により公表します。

(2) 公表資料について

調査報告書の概要をまとめたもの（以下「概要版」という。）を別に作成し、概要版を公表資料とします。

(3) 個人情報の取り扱いについて

ア 個人情報保護の考え方

公表資料における個人情報保護についての考え方については、ガイドラインで、各地方自治体の情報公開条例等に従うこととしています。具体的には、岐阜県情報公開条例第6条第1号で、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、

公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は、原則として非開示とする旨規定しています。

#### イ 一般人基準と特定人基準

一般人が個人識別できる基準で情報を非開示とする考え方を「一般人基準」と言います。一方、一般人では個人識別ができないものの、特定の関係者であれば個人識別の可能性がある情報も非開示とする考え方が「特定人基準（関係者基準）」です。

いじめ調査の公表は、当該児童生徒にとっては地域社会の生活を超えて広く大衆の目を向けられることとなります。また、一旦、メディアやネットワークに載ると、出版やインターネットの記録として、永久に残っていくことになり、社会の様々な立場の者から関心を持たれることにつながります。

このような懸念から、概要版の記載内容は、「特定人基準」を勘案しますが、公表の目的に資するよう、公表の範囲が限定的なものにならないよう留意し検討します。

#### (4) 公表する期間

公表期間は、6カ月を基本としますが、公表中に、被害者側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとします。また、時間の経過とともに、当初は非公表を望む意向に変化が生じることも考えられますが、一旦、公表の有無を決定した後の再検討は、原則として行いません。



(参考) 概要版の例

- 事案の概要、いじめの有無については客観的事実のみを記載

県立学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（概要版）

**第1 事案の概要**

(略) ○○、○○、○○の分野からなる○人の委員で構成された○○（調査主体）にて審議した。調査期間は○年○月○日から○年○月○日までである。

**第2 いじめの定義等**

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条第1項に定義する「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものであり、

- i 当該生徒と他の生徒の間の事象であること
- ii 当該生徒に対する他の生徒の行為があること
- iii 当該生徒が心身の苦痛を感じていること

の3つの要件からなる。

本事案における当該生徒に対する加害生徒の行為について、前述の法の定義等に基づき、いじめに該当するかを検討した。

**第3 いじめの有無**

第4 ○○○○○○について

第5 ○○○○○○について

第6 ○○○○○○について

第7 ○○○○○○について